



「コロナウイルス感染症2019」

厚生労働省は、5月8日に感染症法上の位置づけを現行の「2類相当」から「5類」に引き下げることに伴う措置で、新型コロナウイルス感染症の名称を「新型」という表現はやめ、「コロナウイルス感染症2019」に変更する検討に入りました。

厚生労働省は5類に移行したあとの医療提供体制や、患者が支払う医療費の公費負担について段階的に見直す方針で、3月上旬にも具体的な方針を示すことになっています。おそらく、本稿をお届けの頃には方針が発表されているものと思われま。



入院給付金（生命保険）

生命保険各社は、昨年の9月26日から新型コロナウイルスに感染した場合に支払われる入院給付金支払い対象を見直し、支払い対象を縮小しましたが、65歳以上の高齢者に対しては従前通り支払い対象とされています。しかし、本年5月8日以降も支払い対象になるかと言えは懐疑的です。もし、5月7日までに新型コロナウイルスに感染した場合に、ご加入の保険会社に入院給付金の確認を忘れないようにして下さい。5月8日以降の取扱いについては、改めて各保険会社から発表されるものと思われま。

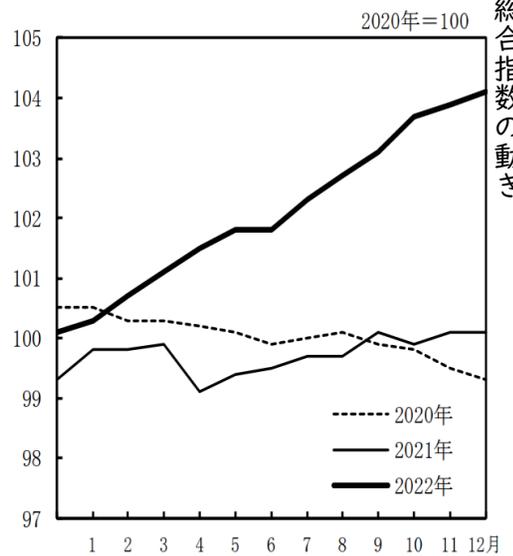


勢いを増す値上げブッシュ

給料も物の値段もあがらないという状態が続きました。昨年は年金給付金額のマイナス改定が行われ、昨年よりも値上げが少なかったものの、今年からは水道光熱費や食料品のさらなる上昇が見込まれています。政府発表の消費者物価全体の動向を表す総合指数を見てみましょう。



総合指数の動き



2022年の上昇ぶりが良くわかるグラフになっています。今年に入ってから物価の上昇は続いているようです。そこで、今年の年金給付額のプラス改定の内容とその算定の仕組みについて一緒に学んでいきたいと思いま。

年金額改定プラス1.9%

前年以前から年金を受取られている方の場合同じ、今年の6月受取り年金額から1.9%引き上げられます。改定額を概算で示すと次の通りになります。

国民年金満額の方は前年比月額1,231円増えて月額66,047円。

厚生年金は夫婦二人分の老齢基礎年金を含む標準的な例の場合で前年比月額4,172円増えて223,765円になると予想されます。

改定後の年金は6月（4月分、5月分）から支払われます。年金は年6回に分けて支払われ、12月になっていきます。それぞれの支払月には、その前月までの2か月分の年金が支払われます。

先に示した消費者物価指数と比べて、年金の引き上げが少なく感じられる方が多いのではありませんか。そこで、年金額決定の仕組みを解説していきます。

年金額の改定ルール

年金額の改定は、名目手取り賃金変動率が物価変動率を上回る場合、新規裁定者（67歳以下の方）の年金額は名目手取り賃金変動率を、既裁定者（68歳以上の方）の年金額は物価変動率を用いて改定することが法律で定められています。

令和5年度の年金額は、新規裁定者は名目手取り賃金変動率（2.8%）を用いて改定します。物価変動率（2.5%）を用いて改定します。しかし、改定率が1.9%になっているのは、平成28年の年金制度改正により導入された「マクロ経済スライド」という未調整分を翌年度以降に繰り越して調整する仕組みが働いているため、令和5年度のマクロ経済スライドによる調整（▲0.3%）と、令和3年度未調整分（▲0.1%）による調整が行われ、物価変動率2.2%から過年度分もあわせ0.6%が調整され1.9%になっていきます。少々説明が難解になり申し訳ありませんが、紙面の制約上で以上の説明とさせていただきます。

年金額の改定は物価変動により決定されるという基本と、物価の変動が年金額に反映されるのは翌年の6月給付分からであるということをご理解頂けたのではないのでしょうか。

結論としましては、概算で今受け取っている年金額に1.9%の上乗せしたものが6月から給付されるのは、物価高が反映されるのは、来年の6月まで待たなければならぬということですね。



一歩前進

時代の大きな波が打ち寄せているような気がする毎日です。報道では災いばかりが大きく取り上げられますが、人の不幸は別のところにあるのではないのでしょうか。幸せは心持ち次第でいかようにもなると信じれば心の闇を遠ざけることができるのだと思います。現実には厳しいことも多いですが、空を見上げるのも、花を愛でるのも、風に吹かれるのも無料です。人生には楽しいことがたくさんあるのではないのでしょうか。

